

IATA航空危険物規則書 第60版(2019年)主要な改定

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。
尚、IATA発行のAddendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意してください。
注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第60版(2019年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。

全般	変更	英語版の用語 “risk” → “hazard” に変更した。例えば、 “subsidiary risk” → “subsidiary hazard”。和訳は “危険性” のまま。
-----------	-----------	--

第1章 適用 (Applicability)

★1.2.7.1	編集	例外の規定: 項目 (c) の “avalanche control”(雪崩制御) の部分を新項目(d)として独立させた。以降の項番を変更した。
1.5.0.3	編集	更新教育における3か月の猶予期間 (“window”) をより分かり易くするため、事例を加えた。
★1.5.7	変更	能力に基づく教育訓練および評価 (CBTA): 前版では、具体的記述はなかったが、以下の記述となった。 新教育訓練規定 (CBTA/Competency-Based Training and Assessment手法による教育訓練) が ICAO 会議 (2017年 DGP26) にて合意された。ただし導入は延期され、 2021年を予定している 。IATAは本内容をサポートしており、より詳細なガイダンス資料を作成した。付録Hは、ICAOでの合意内容の変更点をまとめている。さらにIATA DGTWG/Dangerous Goods Training Working Group が作成したガイダンスを含んでいる。付録H.2には、業界からのフィードバックを受けることを意図し、URLを紹介している。 https://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/index.aspx
★1.7.0.2	新規	危険物の保安の追加項目: 当局は危険物の安全性以外の理由で更なる保安規定を導入することが出来る。異なった火薬類のマークにより国際輸送や、複合一貫輸送を妨げない為に、国際的な調和標準と一致したマークが推奨される。

第2章 制限 (Limitations)

2.3 手荷物規則関係		
★2.3.0.1	編集	許可される手荷物危険物 (2.3.2~2.3.5) は、“個人用の場合” の文言を追加した。
2.3.0.2	編集	手荷物規則の一般的要件の項: 以下のようにサブセクション化し、また新規項目を加えた。
2.3.0.3	追加	品名は最も適切なものを適用すること。(例: 電子タバコを携帯用電子機器としないこと)
2.3.0.4	追加	複数の危険物品を含む場合は、適用する全ての品目の規定に合致すること。
2.3.0.5	追加	客室に収納できない場合、運航者は受託手荷物が禁止されている危険物が含まれていないことを確認すること。
2.3.0.8	追加	本規則から除外されている危険物は、手荷物が可能な危険物(2.3.2~2.3.5)には含まれていないが、下記の危険物は本規則の適用を受けないことを明記した。人体内の放射性医薬品、個人または家庭用の小売り用に包装された省エネ型ランプ(1.2.11参照)。
★2.3.1.5	変更	手荷物禁止物品の項: 安全キャップまたは不慮の作動防止手段のないリチウム電池作動のライターを追加した。 例えば、Laser plasma lighters, tesla coil lighters, flux lighters 等
2.3.2.2	編集追加	防漏型電池またはA123, A199に合致する電池駆動の車椅子および移動補助機器の規定: ・旧(c)を(b)とし、搭載時の機器の固定方法および、機器、電池、ケーブル等の損傷を防ぐことの運航者の確認を明記した。 ・旧(b)を(c)とし、以降の項を細分化した。 (“折り畳み式/collapsible” という用語を削除した) ・(d)として、予備電池を最大1個まで可能とした。
2.3.2.3	編集追加	非防漏型電池駆動の車椅子および移動補助機器の規定: 【JACIS記: 予備電池は、従来どおり認められてはいない。】 ・電池組み込み機器の搭載時の固定方法を具体化し、(a)とした。以降の項番が変更された。
2.3.2.4	編集追加	リチウム電池駆動の車椅子および移動補助機器の規定: ・電池組み込み機器の搭載時の固定方法を具体化し、(b)とした。以降の項番が変更された。 【JACIS記: 予備電池は、従来どおり、160Wh以下は2個、300Whを超えないものは1個と変更はない。】
★表2.3.A	変更追加	許可される手荷物表の一部変更 ・Ammunition (cartridges for weapons) securely packed → カッコ書き部分を削除した。 ・Baggage with installed lithium batteriesを追加した。【JACIS記: リチウム電池が組み込まれたスマートラゲージ等と呼ばれているもの】 - 電池取り外し不可(non-removal) のタイプ: 金属量0.3gまたは2.7Wh以下の電池の場合は、機内持ち込み、受託手荷物共に可能である。超える場合は航空輸送禁止。 - 電池取り外し可能タイプは、電池は外し、機内持ち込みとしなければならない。 ・Matches safety or a small cigarette lighter: 注記を変更した。万能マッチ、Blue flameライター等は条件なしの禁止であったが、禁止条件を追加した。また、“安全キャップや不慮の作動防止手段のないもの” の文章が追加された。 ・Mobility aids (防漏型の方): 搭載位置の機長への通知欄がNO→YESに変更された。 ・Radioisotopic cardiac pacemakers: “あるいは” 以下の文章(治療結果としての人体内の放射性物質)は削除された。
★2.7.5	編集追加	少量危険物の同梱の注記欄: ・注2: UN3316(Chemical kit, First aid kit)は、他の危険物を入れてはならない規定に、“ドライアイスを除いて” を付記した。 ・注3を追加: ID8000の同一容器には、他の危険物の収納は禁止される。
★2.8	変更	政府例外規定: GBG-02 削除、USG-04 注: URL変更、USG-04 編集上の注記を追加。VCG-05、07追加 【JACIS記: 2.8.1.3のGBG,USG,VCGに変更マークはない】 運航者例外規定: 追加、変更、削除あり。

第3章 分類 (Classification)

★3.4.1.4.1.3	追加	区分4.1の重合物質: 以下の注記が追加された。 重合物質の基準に合致し、さらに第1分類~第8分類の基準に含まれる物質は、特別規定A209の要件に従うこと。
3.5.1.2.2	追加	区分5.1酸化性物質 例外として、固体の硝酸アンモニウムベースの肥料は、UN試験基準マニュアル(Part III, section 39)に基づいて分類すること。 【JACIS注: 3.5.1.2は、3つのサブセクション化された(3.5.1.2.2と3.5.1.2.3が追加)】
★3.5.1.2.3	追加	酸化性物質: 他の危険性がある場合(例、毒物又は腐食性)は、3.10に従うこと。
★3.6.2.6.2	削除	“感染した動物の物質” の項であったが、削除された。【JACIS注: 感染した動物の項(3.6.2.6.1)は、そのままである】
3.8	変更	腐食性物質の定義、分類: 編集を大幅に変更し、内容も一部追加された。
3.8.1	変更	定義: 3つのサブセクションとした。 3.8.1.1: 定義の記述を、皮膚の “過酷な損傷” を生じる、から “不可逆的な損傷” に変更した。 新3.8.1.2: 物質および混合物の分類の一般基準が、3.8.2に規定されている旨の記述。 新3.8.1.3: 液体および輸送中に液化する固体の腐食性がないと判断されるものも、3.8.3.3(b)の基準に従う旨の記述。
3.8.2	変更	一般分類規定: 本項を、“一般分類規定” に変更し、内容が追加された。【JACIS記: 前版は、“包装等級の判定基準”】 3.8.2.1: 4.2に掲載の物質の包装等級は経験値から割り当てられており、吸入の危険性(3.8.2.3参照)も考慮されている。 下線部分を追加した。 3.8.2.2: 新しい物質および混合物の包装等級の割り当ての規定である。3.8.3の基準に従う旨の記述がなされた。 混合物の代替的方法として、3.8.4の基準が使用できる旨を追加した。 3.8.2.3: 旧3.8.2.2と同じであるが、“3.6.1.4の注参照” の記述を追加した。【JACIS記: 本参照の内容は、下記とは異なる分類】 (第8分類に合致するもので、吸入毒性 I でも、経口、経皮がIII以下であれば、第8分類に割り当てるという規定)

3.8.3	変更	項目名の変更。”物質および混合物の包装等級の割り当て”とした。 新3.8.3.1:皮膚に対する影響に直接関連する情報を伝え、一度または幾度かの接触からの情報を含む人および動物のデータは評価の最初の指針でなければならない。
3.8.4	追加	混合物の包装等級割り当ての代替方法の項として追加した。 3.8.4.1:一般規定:段階的アプローチ(step-wise approach)として、混合物のデータの有無によるフローチャートが追加された。 3.8.4.2:つなぎの原則(Bridging principle): 混合物としての試験はされていないが、個々の成分と類似した混合物の両方の十分なデータがある場合の規定であり、これらのデータがつなぎの原則に基づいて利用できる。 5種類の原則が規定されている。(希釈、製造バッチ、PG-Iの濃度、一つの包装等級内の内挿、実質的に類似の混合物) 3.8.4.3:物質の分類に基づく計算方法: 混合物としての試験はなされておらず、類似の混合物のデータも不十分な場合で、相乗的影響のない場合の包装等級の割り当て方式の規定である。
3.9.2.6	追加	第9分類のリチウム電池の分類:下記が追加された。 (f) 新型リチウム電池(リチウム金属セルとリチウムイオンセルを含む)を追加、その要件を明記した。新特別規定A213参照 【JACIS記:別称、ハイブリッドリチウム電池ともいわれている。】 (g) 2003年6月30日以降に製造された単電池または組電池の製造業者は、UN試験の試験結果サマリーを提供可能としなければならない。本試験結果サマリーは、2020年1月1日から提供可能とすること。
★3.10	変更	複数の危険性を有する物質の分類:”二つの危険性”→”二つ以上の危険性”(複数)に改定された。
★3.10.1.1	変更	複数の危険性を有する物質の分類:新品目であるUN3537からUN3548(3.12参照)が追加された。
3.11.4	追加	試験のために輸送されるサンプル: エネルギーが高い物質(Energetic samples)の分類のための試験目的のサンプル輸送の要件を規定した新項目を追加した。 品名としては、UN3224,UN3223 Self-reactive のtype Cを適用する。
3.12	新規	新品目である”危険物を含むその他の(n.o.s.)物品”の分類のための新項目である。 ・危険物リストに掲載されている固有の物品のどれにも適用できない場合の、新品目名が導入された。(第4章リスト参照) ・UN3363(Dangerous goods in machinery および in apparatus)が適用不可となる物品も含む。 PI962の正味量制限を超え、UNモデル規則の少量危険物の許容量以内の場合は、A107参照が記述された。 ・第1分類、区分6.2、放射性物質が含まれていないこと。 ・複数の危険物を含んでいる場合は、3.10の規定に基づき決定した主危険性に割り当てること。 ・複数の危険物を含んでいる場合は、相互に危険な反応を起こさないように封入すること。5.0.2.11(a)参照、等

第4章 識別 (Identification)

★表4.1.A	変更	総称的およびその他の(n.o.s.)品名の一覧表: 危険物を含むその他の物品名(12種類)を追加した。
新品目関係		
UN3535	新規	Toxic solid,flammable,inorganic,n.o.s.の新品目名の追加である。(表4.1.Aにも追加した。) (区分6.1の固体について、区分4.1の副次危険性を有し、無機物のnos品名が抜けていた)
UN3536	追加	Lithium batteries installed in cargo transport unitの新品目名の追加であるが、航空輸送禁止である。 【JACIS記:大型の専用コンテナ等に装備された大容量電源供給用のリチウム電池である。】
UN3537~ UN3548	追加	12種類の新品目(危険物を含むその他の物品)を追加した。(危険物リスト参照) ・危険性の分類別に品目名があり、全て航空輸送禁止である。ただし、7品目には、A2が付されている。 ・品目の1例: UN3540 Article containing flammable liquid,n.o.s.★ 第3分類 航空輸送禁止 A2,A806
ID8001	追加	新品目”Disilane”(ジシラン) 区分 2.1 (4.2) 航空輸送禁止である。
変更関係		下記品目以外に、△マーク(修正)の付された品目はかなりあるので、留意のこと。(特別規定の変更がほとんどである)
UN3302	変更	2-dimethylaminoethyl acrylate, stabilized: 品目名に”stabilized”(安定化されたもの)を追記した。
UN3316	編集	Chemical kit および First aid kit: 包装等級を削除した。 【JACIS記:A44の規定に基づき、最も厳しい包装等級に割り当てることになっているので、正しくした。】
UN3480,3090	追加	リチウム電池単体:A213,A334が追加された。
UN3481,3091	追加	リチウム電池機器同梱及び機器組み込み:A213が追加された。
リチウム電池全品目	変更	全6品目のERG(緊急時対応手順)コードを、”9FZ”から”12FZ”に変更した。”9”は、固有の危険性を有しないものの意味であるが、”12”は、火災、熱、煙、毒性および引火性蒸気を意味するものである。
Thermometers UN番号なしの 細字	追記	UN番号のない、細字の”Thermometers,barometers,etc”の物品の表記であるが、 ”see Mercury contained in manufactured articles (UN3506)”の記述を追記した。
特別規定関係		
Vehicle関係	集約	Vehicle(UN3166)の特別規定の集約。 A21,A134,A203及びA207→A214に集約した。(結果 5~6種類に削減された。)
A59	変更	Tyre assembliesの非危険物の要件:(a) ”空気が完全に抜けている”→”20°Cで200kPa未満のゲージ圧”に修正した。
A67	変更	Non-spillable battery の非危険物の要件:【JACIS記:下記2点の追加は、PI872の記載内容から移動したものである。】 ・当品目名が適用できる条件を追記した。振動試験および圧力差試験で電解液が漏洩しないこと。 ・注記として、装置類の構成部品である場合の要件(固定し、短絡がないこと)を明記した。
★A70	編集	エンジンの非危険物の要件:手荷物を追記した。(2.3.5.14参照) 【JACIS記:規則書は、2.3.5.15となっている。】
A79,A89,A90	変更	UN2071,UN2067(Ammonium nitrate base fertilizer関係)の特別規定: A89は削除(空欄)となった。 A79,A90共に全面的に修正され、UN試験基準の手順に従って分類することの記述のみとなった。
A107	変更	UN3363 Dangerous goods in machinery および in apparatusの特別規定:当該品目名の要件を規定している。下記を追記した。 PI962の正味量制限を超え、かつ国連モデル規則の特別規定301の規定に合致する場合発地国および運航者を管轄する国の当局の事前認可による当局の書面により定めた条件でのみ輸送されることができる。
★A154	追加	リチウム電池の特別規定:損傷等の航空輸送禁止要件の規定。以下を追加した。 ”輸送前に損傷しているかまたは欠陥があるとは判断を下すことができなかった電池”
A201	変更	リチウム電池単体(UN3480,UN3090)の特別規定(旅客機で輸送のための当局認可の規定である。): 関係国(出発国、到着国、運航者の属する国)の当局の事前認可要件が具体化された。 ・電池の種類別に、包装物当たりの容量、個数、重量の要件を定めた。 ・関係国(出発国、到着国、運航者の属する国)以外の国が本特別規定による事前認可を要求する例外規定を提出している場合は、これらの国からの認可を要する。量的制限を含む認可書類の写しを貨物に伴うこと。 ・危険物申告書に、本特別規定に従う輸送である旨が記載されなければならない。 ・本特別規定に従った輸送が不可能である場合、関係する国は、1.2.6(適用免除規定/Exemption)に従って、旅客機で貨物として輸送することを禁止する規定の適用免除を許可できる。 【JACIS記:本部分は、従来通りの規定であり、適用免除規定は、領空通過国まで認可を要求され非常に厳しい規定である。】 ・注記に、本承認や適用免除の当局へのガイダンスは、ICAO TI補足版にある旨とA334参照が記述されている。
A213	新規	新型リチウム電池(一次金属単電池と再充電可能なリチウムイオン単電池の両方を含む電池)の規定: ・両方を含む3.9.2.6.1(f)に合致するリチウム組電池はUN3090またはUN3091のいずれかとする。 ・包装基準968、969または970のSection IIIに従って輸送される場合、組電池内のすべてのリチウム金属単電池のリチウム含有量の合計は1.5gを超えてはならない。また、組電池内のリチウムイオン単電池の容量の合計は10Whを超えてはならない。

A214	新規	Vehicle(UN3166)の特別規定の集約。 A21,A134,A203及びA207→A214に集約した。内容の改定はないが、【JACIS記:旧A203(引火性液体と引火性ガスの両方を燃料とする乗り物は、①引火性ガスの乗り物の品目(PI951)とするが、②引火性液体の燃料タンクの残留燃料の扱いは、PI950(a)の要件に合致することであったが、本A214には、①のみ記述され、②の部分がないが、この部分は、PI951の(b)に記述されている。】
A334	新規	UN3480,UN3090に対する新規の特別規定である。他の輸送形態(貨物機含む)の輸送が実行不可能な場合の規定。事前認可(発地国、到着国、運航者の属する国)により、旅客機で輸送することができる要件が以下のとおり規定された。 ・PI965,968のそれぞれ包装基準のSecion IIの許容量に制限される。 ・その他、危険性を緩和する5項目の具体的要件を規定した。そして、認可申請時には、この5項目の情報と書類を当局に提出しなければならない。
A806	新規	新品目UN3537～UN3548(危険物を含むその他の物品)に対する特別規定である。副次危険性の危険物申告書への記載規定。
A807	新規	UN3161(Liquefied gas, flammable n.o.s.)の特別規定。本品目はDisilaneまたは他の自然発火性ガスに使用してはならない。

第5章 - 包装 (Packing)

包装基準関係		
200 & 218	編集	用語の修正(蒸気圧の計算の用語、liquid component →liquefied gas)
361 & 364	追記	UN1308 Zirconium suspended in a flammable liquidは、組み合わせ容器のみ可で、総重量が75kgを超えないことを追記した。
459	追加	自己反応性物質の包装基準: 少量のエネルギー値の高い物質のサンプル輸送(UN 3223またはUN 3224)の要件を追加した。
620 & 650	変更	病毒物の包装基準: ・一次容器又は二次容器の95kPa以上の圧力差の試験要件から、温度範囲要件(-40°C55°C)が削除された。 ・また、一次容器又は二次容器は、-40°Cから55°Cまでの温度範囲に耐えられることの記述を加えた。 PI620: 外装容器(UN規格容器)の一覧表を追加した。 PI650: オーバーパックの場合の、オーバーパックの文字の高さは、少なくとも12mmでなければならない。
★872	編集	UN2800 Batteries,wet,non-spillable の包装基準:【JACIS記:下記削除した内容は、A67に反映している。】 当品目名が適用できる試験(振動試験、圧力差試験)と注記を全て削除した。
★958	変更	UN2071(Ammonium nitrate based fertilizer), UN2590(Asbestos,chrysotile) の包装基準: ・追加包装要件の記述を、組み合わせ容器と単一容器別にした。 ・組み合わせ容器の内装容器の材料と正味量制限を明記した。さらに、外装容器の表を追加した。 ・単一容器の表も修正した。
★962	追記	UN3363 Dangerous goods in machinery およびDangerous goods in apparatus の追加包装要件:下記を追記した。 2種類以上の危険物が含まれている場合はお互いに危険な反応を防ぐように収納されなければならない。5.0.2.6参照。 【JACIS記:文章は、相互の反応を防止する記述であるが、参照の5.0.2.6は適合性要件となっている。】
★965,968	変更	リチウム電池単体(イオン、金属)の包装基準: 一般要件:(c):electrically conductive materialsの下線部が追記された。 Section IB:冒頭の、輸送に供される電池の要件の3.9.2.6.1の(a),(e)に(g)が追加された。PI 968では、更に(f)が追加された。 Section II:輸送に供される電池の要件の3.9.2.6.1の(a),(e)に(g)が追加された。PI 968では、更に(f)が追加された。 Overpack -Section II:Overpackの文字のサイズ(12mm)を追記した。
966 & 969	変更	機器同梱のリチウム電池:予備電池の個数の扱いは、作動用の個数をセットとし、2セットまで可能であることとした。
★966 & 969	変更	機器同梱のリチウム電池: 一般要件:(b):electrically conductiveと下線部が追記された。 Section II:輸送に供される電池の要件の3.9.2.6.1(a),(e)に(g)が追加された。PI 969では、更に(f)が追加された。 Overpack -Section II:Overpackの文字のサイズ(12mm)を追記した。
★967 & 970	変更	機器組み込みのリチウム電池: Section II:輸送に供される電池の要件の3.9.2.6.1(a),(e)に(g)が追加された。PI 970では、更に(f)が追加された。 Overpack -Section II:Overpackの文字のサイズ(12mm)を追記した。 【JACIS記:PI 970の追加要件-Section Iに△マークがあるが、これは、今年の改定の漏れであった。 "in strong outer packaging" → "in strong rigid outer packaging" と"rigid"を追記した。】
★リチウム電池の全包装基準共通	追記	序(Introduction)に、注として、リチウム電池のガイダンスドキュメント検索のIATAウェブのURLを入れた。 https://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Documents/lithium-battery-shipping-guidelines.pdf

第6章 - 容器規格と性能試験 (Packing Specifications and Performance Tests)

★6.3.7	追加	試験報告:(h)に、"6.3.5の内部圧力試験を条件としたプラスチック容器は、使用した水の温度"を追記した。
6.4.2	変更	国連規格シリンダー等:新ISO基準を参照し、ISO基準が適用となる期間および無効となる期日を明確にするため修正された。

第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.2.1	追加	ラベルの荷送人の特定責任:注として、"GHSに基づく、GHSの絵表示(Pictogram)は、本規則では要求されず、完全なGHSラベルの一部として表示されるだけで、独立したものではない。"の記述を追加した。 【JACIS記:GHSの用語の違いがあるので注意のこと。GHSの"ラベル"とは、危険有害性等の情報を労働者、消費者に提供するペーパーで危険性ラベルとは全く異なるものである。そのラベルの中の1情報が絵表示となっている。】
ラベルの仕様関係		
★7.2.2.3.1	変更	ラベル(危険性ラベル、取り扱いラベル)の共通規定: ・ラベルを縮小した場合の記述で、ラベルの仕様の要素は比例して良いとした。 ・枠線は、縁から5mmという規定は削除した。 ・縁の内側の枠線の最少幅(2mm)の規定を削除した。
7.2.2.3.2		危険性ラベルの規定:
7.2.2.3.2 (a)	変更	・縁の内側の枠線の最少幅(2mm)の規定を削除した。 ・枠線は、枠線の外側から縁まで5mmでなければならない規定は、"約5mmであること"と緩和した。(Approximately)
7.2.2.3.2 (c)	追加	リチウム電池用の第9分類危険性ラベルの仕様を追加した。"上半分のシンボルは、7本の垂直の筋のみとし、下半分は、バッテリーのグループのシンボルと分類番号のみであること。"
★旧7.2.4.7	削除	リチウム電池ラベルの項であったので、全面削除された。
★7.3	変更	危険性ラベルの仕様規格:火薬類のラベル(図7.3.C~7.3.E)の区分番号の文字の高さ(30mm)および幅(5mm)の規定が、"少なくとも"から"およそ"(about)に変更された。

第8章 - 書類 (Documentation)

8.1.1 & 8.1.7	変更	危険物申告書のフォームを改定された(5ヶ所)。(Blankフォームの図8.1.A~Dを含め全ての記入例が改定フォームである)尚、注として、旧フォーム(第59版)は、2024年12月31日まで使用可能と経過措置が導入された。 参考:過去の改定を併せ、今般一括修正(5ヶ所)し、また、罫線は全て実線となった。 ・Airport of Departure, Airport of Destination欄に"optional"をカッコ書きで追加した。(第53版にて改定) ・Subsidiary Riskの用語の修正 "Subsidiary Risk" → "subsidiary hazard"に修正した。(今回の第60版改定) ・署名欄のTitleとPlaceがBlankでもよいので、削除した。(第58版にて改定)
★8.1.6.5	編集	航空機のタイプ別制限欄:注記部分を新たな項目番号に分けた。(8.1.6.5.3と8.1.6.5.4)【JACIS記:内容は変わっていない。】
★8.1.6.9.2	変更	個数および容器の種類、危険物の量の欄: Step 6の前に以下の記述を追加した。 "容器名称は、実際の個数とは無関係に、単数または複数で表記されてもよい。(例: 4 steel drum, 1 plastic boxes).
★8.1.6.9.2 (d)	変更	少量危険物の総重量制限の危険物の同梱の場合: ・各危険物の正味量は記載しなければならないとした。(must) ・包装物全体の総重量は、Q値の後に記載しなければならないとした。記入事例 図8.1.H参照も追記した。
★8.1.9	変更	危険物申告書の記入具体例 図8.1.Fの変更。3番目のUN1263 Paintの包装基準を、364 (CAO) → 353 (PAX) に変更。 【JACIS記:同一申告書に、PAXおよびCAOの危険物は共に記載可能であることを表した。】

第9章 - 取り扱い (Handling)

★9.3.2.1.1	変更	危険物の隔離基準:注記の、"受託、取り扱い時も隔離しなければならない"を、must →should に変更した。
★9.3.2.1.1	編集	隔離基準表の注の2の、第9分類に、"(リチウム電池以外)"を補足した。
★9.3.2.1.2	編集	隔離基準:記述内容を全面的に改定した。【JACIS記:主旨は同じで、より分かりやすい記述にしたものである。】 "複数の危険性を有する危険物の、主危険性と副次危険性が隔離を要する場合、同一UN番号の他の危険物との隔離をしなくてもよい。例:UN3129, Water reactive liquid, corrosive, n.o.s."【JACIS記:これは、4.3 (8) の例である。】
★9.3.2.1.3	編集	隔離基準:リチウム電池の文言に、UN番号 (UN3480とUN3090)を補足した。また、注を削除した。
9.3.2.1.4	新規	隔離基準:UN 3528 第3分類に割り当てられるEnginesまたはMachineryは、区分5.1を含む危険物とは隔離を要しないという規定を新規項目とした。
9.3.4.3	追加	CAO貨物の搭載要件が適用されない危険物:UN3528およびUN3529のEngines,Machineryを追加した。
★9.3.14.4	編集追加	PIC(機長)に搭載場所を通知すべき、手荷物としての車椅子又は電動移動補助機器関係:【JACIS記:変更マークはない。】 全面的に書き換えた。搭載場所の通知を、下記の品目別にまとめた。 ・蓄電池を装備したままの車椅子又は電動移動補助機器 ・取り外した蓄電池 ・予備電池(貨物室又は客室)、リチウムイオン電池(客室)。
9.5.1.1.3	追記	NOTOC(機長への通知)の情報:(a)を、"便の出発日"に変更し、旧(a)から項番をずらした。
★表9.5.A	変更	機長への通知が不要の危険物の一覧表:磁性物質に、"4.6mの距離で、コンパスの振れが2度以下"の記述を追記した。

第10章 - 放射性物質 (Radioactive Material)

★10.0.1.1	変更	範囲(scope):IAEA Safety Standard Series のVersion No.が変更された。TS-G-1. 1(Rev2)→ SSG-26 (2014年)
★10.7.2.2.3	変更	ラベルの規格:内側の枠線2mmの規定が削除され、枠線の縁からの距離(5mm)に、"およそ"が付された。
★10.8.1.1	変更	危険物申告書のフォーム改定
★10.8.3.5	編集	申告書の航空機のタイプ別制限欄:2項目化した。前注記を10.8.3.5.2とした。
★10.8.3.9.3	編集	申告書の包装基準欄:(b)に、輸送指数の小数点1位に切り上げの記述を(c)から移した。
★10.9.3.6.3	編集	(b)用語の変更 "segregation distances" → "separation distances" 和訳は変わらず(隔離)。

付録 (Appendices)

付録A	変更	5項目が内容修正。新規はない。
付録B (単位、記号)	変更	B.2.2.4 IATA Cargo IMP Codes : リチウム電池について、下記2つが追加された。 新規 EBI - PI 965の Section II (リチウムイオン電池単体) EBM- PI 968の Section II (リチウム金属電池単体) 変更 ELI - PI966,967のSection II (リチウムイオン電池同梱、機器組み込み) ELM - PI969,970のSection II (リチウム金属電池同梱、機器組み込み)
付録C	追加	表C.1(自己反応性物質):1件の物質が追加された。注4.は参照項番を追記、注6は追加された。(追加物質が注6) 表C.2(有機過酸化物質) :3件の物質が追加された。
付録D	更新	当局一覧表:最新の状態に更新済み。D.1の日本政府の電話番号に内線番号が追加された。【JACIS記:変更マークはない】
付録E	更新	E.1:販売業者一覧、E.2:UN規格容器の試験施設、いずれも最新の状態に更新済み。【JACIS記:変更マークはない】
付録F	更新	販売代理店、IATA認定危険物教育訓練校およびIATA認定危険物教育訓練センターの最新の状態に更新済み。
付録H	再掲	能力に基づく教育訓練手法(Competency-based training approach)に基づく教育訓練規定 ICAOで合意された(2018年秋)教育訓練規定の改定内容の紹介の付録である。 2019年導入を目指していたが、2021年の導入に延期された。 現行の教育訓練プログラムは、2020年12月31日までは有効である。 本付録はして大別次の2つとなっている。 H.1は、ICAOで修正された最新の教育訓練規定の改定内容。 教育訓練プログラムの開発と維持管理、教育訓練の目的、受講者の評価方式、講師の資格等 H.2は、IATA(DGTWG/Dangerous Goods Training Working Group)が開発したガイダンスである。(26ページ) ・CBTAとは何か ・導入のためのガイダンス ・教育訓練プログラムのデザイン ・教育訓練プログラムの維持・管理 ・受講者の評価等 【JACIS記:改定のポイントは、次のとおり。】 ・雇用者(Employer)に教育訓練の設定、維持を確実にさせるということで、教育訓練の責任者を明確化している。 ・現行職種別カテゴリーを廃止し、担当者の責任業務(これを能力/competencyとっている)に見合った範囲とし職務を十分に果たせることを確実にする教育訓練とする。(各企業で教育プログラムが異なることになる。) ・受講者(業務担当者)の理解度の証明は、試験に限定せず、職務の遂行能力を評価するという考え方。 ・講師の資格は、講習能力および講習技術の実践または評価がなされなければならないという主旨。 (CBTA方式そのものは、義務付けないが、そのゴールを満たせば手段は問わないこととしている。)